

7 特別支援教育の充実

基本方針

教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う

幼児教育施設・小中義務教育学校

- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校（園）内教育支援体制の充実
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画に基づく、切れ目のない支援と関係機関との連携
- ・教職員のインクルーシブ教育システムに対する理解促進

自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進

・一人一人の教育的ニーズに応じた指導の一層の充実

- 全教職員の取組による特別支援教育の充実
- 通常の学級における指導の充実
- 特別支援学級における指導、通級による指導の充実

・幼児児童生徒の相互理解を深めるための交流及び共同学習の推進

- 障害のある幼児児童生徒に対する理解を深め、豊かな人間性を育むための交流及び共同学習の充実

・校種間及び関係機関等との切れ目のない支援の充実

- 家庭や関係機関との個別の教育支援計画を活用した情報共有と連携の推進



教育委員会

市教育支援委員会

- ・特別な教育的支援を要する幼児児童生徒についての相談
- ・就学（園）に関する相談
- ・共通理解と専門性を高める研修の実施

学校介助員

- ・特別な支援を要する幼児児童生徒への支援
- ・特別支援教育に係る研修の実施

教育研究所

- ・特別な配慮を必要とする幼児・児童生徒への支援
- ・電話相談、来所相談、メール相談への対応
- ・研究所アドバイザーによる特別支援教育に関する研修等の実施

- ・幼児教育施設や小中義務教育学校への相談
- ・教育委員会（市教育支援委員会）との相談・面接
- ・みんなのみらい支援室など関係機関への相談

保護者

- ・健康推進課
- ・障害福祉課
- ・子ども未来課
- みんなのみらい支援室
- ・幼児保育課
- ・県立特別支援学校
- ・医療機関

関係機関

